局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。	
１　第49条の６に定める携帯無線通信の中継を行う無線局	１　［同左］
［⑴　略］	［⑴　同左］
⑵　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信若しくはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を中継するもの	⑵　［同左］
ア　チャネル間隔が３MHzのもの　３MHz	［新設］
イ～オ　［略］	ア～エ　［同左］
［２～４　略］	［２～４　同左］
５　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるもの	５　［同左］
⑴　チャネル間隔が３MHzのもの　３MHz	［新設］
⑵～⑹　［略］	⑴～⑸　［同左］
⑺　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じて⑵から⑸までに定める値	⑹　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じて⑴から⑷までに定める値
⑻　［略］	⑺　［同左］
⑼　［略］	⑻　［同左］
［６　略］	［６　同左］
［第13～第79　略］	［第13～第79　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一⑴関係）	**別表第二号**　工事設計の様式（別表第一号一⑴関係）
第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書	第一　［同左］
［様式略］	［様式同左］
［注１・２　略］	［注１・２　同左］